

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における資格取得日に係る記録を昭和56年2月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月12日から同年4月1日まで

私は、昭和56年1月からB事業所に勤務していたが、A事業所からの要請により、月の途中である同年2月12日にA事業所に勤務することとなった。A事業所に同年8月31日までの期間において継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年4月1日という記録になっており、申立期間は厚生年金保険に未加入となっている。当時、厚生年金保険料が給与から控除されていることを給料明細票で確認していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C事業所が保管する昭和55年度臨時職員名簿の記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時、A事業所で人事担当の職にあった元職員は、「当時、A事業所には、100人ぐらいの職員が配属されており、私は、人事関係の総括担当であった。申立人の名前は覚えているが、厚生年金保険の加入手続等の実務は部下が行っていたので詳しいことは分からない。」としながらも、「臨時職員は、発令と同時に厚生年金保険及び雇用保険に加入させており、試用期間は無かった。給与から雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料をセットで控除していたと思う。」と供述している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同じ昭和56年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる者のうち連絡先が判明した6人、申立人が名前を挙げている3人の同僚及びC事業所が保管する昭和55年度臨時職員名簿において、所属が「A事業所」と記載されている5人のうち、申立人及び採用当月に退職した一人を除く3人について調査した結果、複数の者から「試用期間は無く、採用と同時に厚生年金保険に加入した。」旨の供述を得られた。また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びC事業所が保管する昭和55年度臨時職員名簿から、前述の同僚らは、当該臨時職員名簿に記載された採用日において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、当該臨時職員名簿に記載された採用日である昭和56年2月12日であったと推認される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る昭和56年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、C事業所が保管する昭和55年度臨時職員名簿の採用期間の欄には、昭和56年2月12日から同年3月31日までの期間について申立人を雇用する記録とともに同年4月1日から同年8月31日までの期間について申立人を雇用する記録があり、また、この切替日と思われる同年4月1日は社会保険事務所（当時）では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月29日から同年4月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年1月29日に、資格喪失日に係る記録を同年4月11日とし、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月5日から43年4月11日まで

申立期間は、A事業所（昭和43年においてB事業所に、48年においてC事業所に吸収合併された。）に勤務していたが、厚生年金保険に未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人の同僚の供述により、申立人は申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人及び同僚が供述した当時のA事業所の従業員数と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから判断すると、当時、A事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、A事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、B事業所に申立人とほぼ同時期に入社した同僚10人のうち、9人がA事業所から移籍していること、及び当該移籍者のうち、申立人が、申立人と同時期（昭和41年2月）にA事業所に入社し、同じ事業所内において同様の勤務形態で勤務していたと供述している複数の同僚は、昭和43年1月29日にA事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから判断すると、申立人も、同日において厚生年金保険に加入していたものと推認される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月29日から同年4月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚のA事業所における昭和43年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から判断すると、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないこと、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年1月から同年3月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち昭和41年2月5日から43年1月28日までの期間については、雇用保険の被保険者記録から、当該期間においてA事業所における申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に昭和43年1月29日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立人と同職種であるとする同僚は「私はA事業所に入社した日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致していないが、入社から一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入した。」と供述していることから判断すると、申立事業所においては、従業員については、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、A事業所及びB事業所の事業主、役員及び経理担当者は所在不明であることから、供述を得ることができない上、C事業所も当時の状況は一切不明であると回答していることから、申立人の、当該期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和34年1月30日）及び資格取得日（昭和34年2月20日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年1月30日から同年2月20日まで  
② 昭和49年5月30日から50年1月15日まで

私は、昭和33年9月1日から35年1月31日までの間、甲板員としてA事業所に勤務したが、34年1月30日から同年2月20日までの期間について、船員保険の加入記録が無い。

また、昭和39年12月21日から55年5月20日までの期間、同じく甲板員としてB事業所（現在は、C事業所）に勤務したが、49年5月30日から50年1月15日までの期間について、船員保険の加入記録が無い。

両申立事業所においては、途中退職したことも無く、継続して勤務していたので、両申立期間に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A事業所に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人は、A事業所において昭和33年9月1日に船員保険の被保険者資格を取得し、34年1月30日に資格を喪失後、同年2月20日に同社において再度資格を取得しており、同年1月30日から同年2月20日までの申立期間①の被保険者記録が無く、船員手帳も保存していない。

しかしながら、申立人が申立期間②において勤務していたB事業所の承継事業所であるC事業所が、申立人から提出された船員手帳の記載内容を転記したとする申立人の乗組員カードによると、申立人は、申立期間①において、A事業所が所有するD船に乗り込んでいたことが確認できる。

また、申立人は、「A事業所において乗船していたのは、D船のみである。」と申し立てているところ、船員保険法（昭和14年法律第73号）第17条の規定によると、総トン数が30トン以上の漁船の所有者に使用される船員は船員保険の被保険者としてとされており、申立人が総トン数59.86トンのD船に乗り込んでいたことから判断すると、申立人は、申立期間①において船員保険に加入していたものと推認される。

さらに、申立人は、「航海の途中、陸に上がることもあったが、あくまで航海の途中の期間であったため、雇止めになることは無かったはずである。A事業所において、盆と正月以外は1航海も休んだことはない。」と申し立てているところ、D船に申立人と同様に甲板員として乗船していたとされる同僚の一人は、「船員保険の加入について、D船における甲板員の扱いは同じであった。航海の途中、陸に上がることもあったが、船員保険の被保険者記録は継続しており、私の船員保険の被保険者記録に誤りは無い。」と供述しており、A事業所に係る船員保険被保険者名簿から、当該同僚は、D船に乗り込んでいたとする期間について、船員保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和33年12月の船員保険被保険者名簿から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、船員保険適用事業所名簿によると、A事業所は、平成9年8月11日に、船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は、「申立期間当時の資料が無いため、確認できない。」としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年1月の保険料の納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、C事業所の供述により、申立人は、B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、C事業所が、申立人から提出された船員手帳の記載内容を転記したとする申立人の乗組員カードによると、申立人は、申立期間②を含む昭和49年5月28日から50年1月16日までの期間、E船に乗り込んでいたことが確

認できるところ、C事業所は、「E船は外国籍の労務提供船であり、申立人はB事業所から派遣されて、当該労務提供船に乗り込んでいたものと考えられる。当時は、労務提供船に乗り込む場合は、船員保険に加入できなかった。そのため、乗船時に、国民健康保険及び国民年金に加入するよう本人に連絡していた。申立人の船員保険料を給与から控除していないことは間違いがない。」と供述しており、また、船員保険被保険者名簿から、申立事業所において、船員保険の加入記録が確認できる同僚の一人も、外国籍の船舶に乗り込む場合、船員保険の加入が認められず、船員保険の資格記録を喪失させられて国民年金に加入していたことを記憶している旨供述している。

このほか、申立人が申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 島根厚生年金 事案 370

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から8年9月30日まで  
平成2年10月から退職するまでの期間において、給与月額が16万円であったにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録上、厚生年金保険の標準報酬月額が平成5年10月から6年9月までの期間において15万円、同年10月から8年9月までの期間において14万2,000円と記録されている。給与の内訳は基本給のみで、残業手当は一切無かったので、基本給が変わらないのに標準報酬月額が下がることは考えられない。また、私が社会保険関係事務を行っており、社会保険事務所に正しく届出していたので、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を16万円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年10月から退職するまでの期間において給与月額が16万円であったにもかかわらず、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、平成5年10月から6年9月までの期間において15万円、同年10月から8年9月までの期間において14万2,000円と低く記録されているとして申し立てている。

しかし、A社は、申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができないと供述している。

また、オンライン記録によると、申立期間における標準報酬月額を<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正しているなどの不自然な事務処理は見当たらないことから判断すると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当該事業所からの標準報酬月額に係る届出に基づき、社会保険事務所が記録したものであると考えるのが自然である。

さらに、申立人、事業主及び同僚の供述によると、申立期間当時、A社において社会保険関係事務及び経理事務を担当していた従業員は申立人一人

であったことが推認でき、申立人は、当時の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届の提出方法について「受付会場に持参していた。」と供述しているところ、申立期間当時、A社を管轄する社会保険事務所では、調査会場において事業所担当者の立会のもとに健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届の受付、審査及び標準報酬月額決定通知書の交付を行っており、仮に当該社会保険事務所が誤った標準報酬月額を決定していた場合、申立人が3年間にわたり標準報酬月額の誤りに気付かなかつたとは考え難い。

加えて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立に係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。